

富山県並行在来線利用促進協議会規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、富山県並行在来線利用促進協議会（以下「協議会」という。※）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 富山県の並行在来線（北陸新幹線の開業に伴い西日本旅客鉄道株式会社から経営分離される富山県内区間の鉄道事業に係る路線をいう。以下同じ。※）に対する県民のマイレール意識を醸成するとともに、県民の通勤、通学等の日常生活における利用はもとより、県外からの観光客、ビジネス客等の利用の促進を図り、もって、並行在来線の経営安定に資することを目的として、協議会を設置する。

（所掌事務）

第3条 協議会は、並行在来線の効果的な利用の促進を図るため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 並行在来線に対する県民のマイレール意識の醸成及び並行在来線の利用の促進に向けた取り組みの推進に関する事項
- (2) 並行在来線と他の公共交通機関等との連携の推進に関する事項
- (3) 並行在来線の経営安定化に向けた対策に関する事項
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長3人を置く。

- 2 会長は富山県知事をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要と認めたときは、関係者に協議会への出席を要請し、必要な事項について、説明又は意見を求めることができる。

(専門委員)

第7条 協議会の協議内容について幅広く有識者等の意見を聴くため、協議会に専門委員を置く。

- 2 専門委員は、別表第2に掲げる職にある者及び別途会長が委嘱する者をもって充てる。
- 3 専門委員は、会長からの要請にもとづき、協議会に出席する。

(幹事会)

第8条 協議会に付議すべき事項等の企画、立案及び調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第3に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、富山県知事政策局長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、富山県知事政策局総合交通政策室内に置く。

(細則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年6月3日から施行する。

※ 富山県の並行在来線の名称について

富山県並行在来線準備会社の名称が、6月下旬の株主総会で「あいの風とやま鉄道」に決定された後は、本利用促進協議会の名称は「あいの風とやま鉄道利用促進協議会」に、富山県の並行在来線は「あいの風とやま鉄道線」に変更する。

別表第1（委員）

富山県知事、富山市長、高岡市長、射水市長、魚津市長、氷見市長、滑川市長、黒部市長、砺波市長、小矢部市長、南砺市長、舟橋村長、上市町長、立山町長、入善町長、朝日町長、北陸経済連合会会長、富山県商工会議所連合会会長、富山県商工会連合会会長、富山県中小企業団体中央会会長、（一）富山県経営者協会会長、富山経済同友会代表幹事、富山広告協会理事長、富山県商工会議所女性会連合会会長、日本青年会議所北陸信越地区富山ブロック協議会会長、富山県観光連盟会長、富山県婦人会会長、富山県老人クラブ連合会会長、富山県自治会連合会会長、富山県高等学校PTA連合会会長、富山県PTA連合会副会長、富山県並行在来線準備株式会社社長

別表第2（専門委員）

富山地方鉄道株式会社会長、富山県バス協会会長、万葉線株式会社社長、富山県タクシー協会会長、富山ライトレール株式会社社長、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社支社長

別表第3（幹事会）

富山県知事政策局長、富山県知事政策局総合交通政策室長、富山県知事政策局総合交通政策室新幹線関連政策担当課長、富山県知事政策局総合交通政策室並行在来線担当課長、富山県知事政策局総合交通政策室地域交通担当課長、富山県観光・地域振興局観光課長、富山県商工労働部商業まちづくり課長、富山県商工労働部立地通商課長、富山県土木部都市計画課長、富山市都市整備部長、高岡市都市整備部長、射水市市民環境部長、魚津市産業建設部長、氷見市企画振興部長、滑川市総務部長、黒部市都市建設部長、砺波市企画総務部長、小矢部市企画室長、南砺市市長政策室長、舟橋村総務課長、上市町企画課長、立山町企画政策課長、入善町企画財政課長、朝日町商工観光課長、北陸経済連合会事務局長、富山県商工会議所連合会事務局長、富山県商工会連合会事務局長、富山県中小企業団体中央会事務局長、（一）富山県経営者協会事務局長、富山経済同友会事務局長、富山県並行在来線準備株式会社専務取締役、富山地方鉄道株式会社常務取締役、富山県バス協会専務理事、万葉線株式会社総務部長、富山県タクシー協会専務理事、富山ライトレール株式会社経営企画部長、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社企画課課長